

関係団体書面ヒアリング結果

(50音順)

- ・ 劇場・音楽堂等連絡協議会 2
- ・ 一般社団法人 茶道裏千家淡交会 3
- ・ 公益社団法人 全国公立文化施設協会 4
- ・ 全国芸術系大学コンソーシアム 1 1
- ・ 全国伝統的建造物群保存地区協議会 1 2
- ・ 全国美術館会議 1 4
- ・ 公益社団法人 日本演奏連盟 1 6
- ・ 公益社団法人 日本オーケストラ連盟 1 7
- ・ 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 1 8
- ・ 公益社団法人 日本語教育学会 1 9
- ・ 公益社団法人 日本漫画家協会 2 2
- ・ 一般社団法人 日本語教育振興協会 2 3
- ・ 一般社団法人 日本動画協会 2 4
- ・ 一般社団法人 日本バレエ団連盟 2 6
- ・ 一般社団法人 日本美術家連盟 2 7

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名 御氏名	劇場、音楽堂等連絡協議会 会長：眞野 純 副会長：山田正幸、楫屋一之
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>劇場法等の整備により、地域の文化拠点という役割が明確になった全国の劇場・音楽堂等は、新たな作品創造や専門性を有した人材養成、社会包摂や地域社会形成に向けた普及啓発、グローバルな国際交流など、着実にその事業展開を充実させ、我が国の文化芸術振興を担う中心となりつつあります。一方で様々な課題に対応するため、以下にあげる新たな振興策や支援の仕組みづくりが必要とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創造発信型の拠点となる劇場・音楽堂等が、広域のハブとして中小施設や地方公共団体、教育機関、他の文化施設群と緊密な連携を図ることにより、地域活性化を牽引することを政策としてさらに強化する。 ○劇場法や文化芸術の国民への周知啓発への取り組みとして、「劇場の日」の制定と、同一日での普及イベントの全国一斉実施への支援。 ○次世代育成の緊急性 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子ども青少年にこそ、本物の文化芸術による感動が必要。最初の芸術鑑賞体験の場を体育館や公民館から地域の専門劇場・音楽堂等に移行し、トップレベルの芸術作品に直に触れる機会を増進する。 ○国立劇場、新国立劇場等と地域劇場との連携への積極的な支援。 ○劇場・音楽堂等の機能更新に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現の地域拠点となるため、鑑賞機能に加えてワークショップや人材養成、世代間交流、社会包摂などの交流機能の充実を支援。 ・施設老朽化に直面する中、長寿命化、バリアフリー化、大規模災害対策等に向けた整備への国からの支援。 ○指定管理者制度の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・過度な経費削減に偏らない適切な制度運用や長期的視点での事業継続と雇用環境改善等への国の積極的な関与が必要。 ○助成金制度の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・過度の諸手続きの厳格化の弊害の改善。 ・収益性の低い先駆的な作品創造・人材養成・普及啓発・国際交流などへの助成率の見直しや、公益法人の組織運営への補助。
2 文化庁の機能強化及び 2020 年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020 年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	<p><u>(1) 文化庁の機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会（助成部門）の機能強化と地域版アーツカウンシル設立による補助金業務の地方分権を文化庁移転と同時並行で進める。 ・地域版アーツカウンシル内に文化政策専門家（機能）や PD/PO を設置し、地域ニーズに密接に対応した補助金プログラムを地域で立案実施する。 ・文化庁内に文化政策専門家（機能）を設置し、地方公共団体や地域の劇場・音楽堂等、芸術団体、大学等との人事等交流を推進する。 <p><u>(2) レガシーの創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化プログラム実施文化施設での障害者・高齢者等のアクセシビリティ向上策への支援。 ・全国的なパブリックビューイング会場として劇場・音楽堂等の活用とそれに伴うメディアアート対応機能の向上とデジタルアーカイブの導入。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

<p>貴団体名 御氏名</p>	<p>一般社団法人 茶道裏千家淡交会</p>
<p>1 現状における文化政策 に対する認識・課題</p>	<p>1、家元制度への懸念の払拭 イ、茶華道や日本舞踊など日本の伝統文化は家元制度の中で継承されてきた。 それぞれの文化そのものの歴史的現代的価値を文化庁も認めてはいるものの「家元制度」が私的な団体であるとの認識であり、物心両面の支援・援助対象になりにくい状況である。 ロ、しかし、これらの家元制度を支える「社中」は歴史的文化的にも日本文化（日本人の心）を継承・維持してきた『民間教育機関』であり、この社中は日本の歴史的文化的風土に根付くものとしての理解を求める。 (私立学校も宗教団体立であっても問題なく公的支援がある) ハ、この考え方から社中又は社中の法人（NPO）的な社会的位置づけを計り、税制の整備をお願いする。例えば無税又は教場での畳や自宅の教場費、その他社中の経費を控除対象とする。</p>
<p>2 文化庁の機能強化及び 2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待</p> <p>※文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのシガシーの対応</p>	<p>1、家元制度の中で設立される法人（公益財団、公益社団、一般財団、一般社団）の公益性の高い事業に対しての補助金制度を設立する。 2、新文化庁の内容を踏まえて『文化庁を文化省』に格上げする。 国際的には「文化省」として各省と同等の国が多い。 3、他国では在外公館（大使館など）の文化担当公使又は文化担当参事官は外務省の官吏が派遣されるのではなく『文化省』から派遣される場合が多く、グローバルな社会に対応する自国の文化発信を国内外の政策と歩みを一にしながら推進することが望ましい。 4、各国とも教育は現代の「学校制度」が主流である。 我が国の教育は「知育」「体育」「徳育」の三本柱であるが学校の教育施設の中に文化的な徳育空間（畳の部屋など）があまりにも少ない。 「体育」ばかりに重点がかかっている現状がある。 「徳育空間（施設）」の新設や増設をすべきである。</p>

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名 氏名	公益社団法人全国公立文化施設協会 専務理事兼事務局長 松本辰明
1 現状における文化政策に対する認識・課題	（文化政策の現状） ○日本社会の現状及び中長期的な将来分析に基づく文化政策が確立されていない。 ○文化・芸術について本質的な理解と認識の深化と普及、そして文化力に関するリアリティのあるコンセンサスが得られていない現状にある。 ○そのため、文化政策の優先順位が低く、文化予算も諸先進国と比較して低い状況が続いている。 （個別課題） ○地域社会活性化のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の文化政策の脆弱性 ・文化・芸術を活用した地域貢献、社会貢献 ○劇場・音楽堂等の基盤整備の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化のための拠点施設としてのさらなる機能強化 ・人材育成の実効性ある仕組みの整備 ・公演等のソフト面の地域間の格差是正 ・地域貢献のための取組の活性化 ・施設の老朽化と改修への国の支援 ・指定管理者制度の弊害の解消
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	（考え方） 1 成熟した社会実現のための文化芸術の必要性 文化芸術は、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成していく心の拠りどころであり、生きる力や想像力を育む力をもつものである。また、文化芸術は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するものであり、社会包摂機能を有する共生社会の基盤となるものである。 このような観点から劇場・ホールの幅広い活動によって、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等に社会参加の機会を開き、何人も、社会的排除や社会的疎外、社会的孤立に陥らせない地域社会を実現することが必要である。特に、地域社会の将来を担う子どもたちへの芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実、教育普及活動を積極的に推進していく必要がある。 また、劇場・ホールへの積極的な投資が、そのまま地域社会への投資につながり、地域コミュニティの創造と再生に寄与し、すべての国民が豊かな生活を営む社会包摂的な活動を推進していくべきである。

(1) 劇場人材の育成と体制整備

全国各地が豊かな文化環境になるためには、子どもたちへの文化芸術の機会の充実が何より大切であり、積極的にその場を提供していくことが重要である。そのためには、国、地方公共団体、教育機関、劇場・ホール等が相互に連携し取り組んでいくことが求められる。

また、文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、一部の愛好者だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものという観点から、文化芸術を国民全体の社会的財産として運営することができる劇場人材の育成に取り組むことが必要である。

今後は劇場・ホールに関わるアーツマネジメントの専門家として、劇場人材の資格認定について、図書館司書や博物館学芸員のような資格ないしは認定の仕組みを検討していくことが重要である。

(2) 文化・芸術の力の活用による地域再生

我が国は諸外国の多様な文化を受け入れ、歴史的建造物、民俗芸能、地域伝統芸能など、固有の地域文化が発展してきた。地域で住民が文化芸術に触れ、体験することは、個人のみならず、多くの人々を元気にするだけでなく、地域全体にゆとりと潤いがもたらすものである。

劇場・ホールのネットワークと連携を通じて、大都市に偏りがちな文化芸術の参加と享受の機会を提供し、過疎化や少子化が進む地域での文化芸術を推進していくことが重要である。

(3) 伝統に根ざし、伝統を超える革新

文化芸術の在り方は、経済活動に多大な影響を与えると共に、文化芸術そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものである。我が国には、世界屈指の技術を誇るものづくり大国としての威信があり、時代に応じた自由な発想で次々と新たな地平を切り開いてきた歴史がある。

古いものを大切にしながら、新しいことにも挑戦する精神(スピリット)は、伝統に根ざし、伝統を超える革新(イノベーション)と捉えられます。教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連を通じて、国際競争力を持つ質の高い経済活動を促し、日本のブランド力の形成に文化芸術が貢献することが期待されている。

地域で育まれた伝統文化や伝統芸能、歴史的建造物、伝統産業などの伝統的技巧と日常生活における文化的な知恵等の継承を促し、地域の持つ潜在的な文化資源を活かしながら、地産地消的活力により、地域を活性化し、発展させてい

くことが必要である。

(4) 国際社会の調和ある発展

文化の交流を通じて、各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を超えて、人々の心が結び付けられ、世界の文化の発展や人類平和への貢献につながります。さらに現代においては、「出会い、語り合い、共感する」という循環型の相互理解を多様に発生させ、草の根の国際理解が生まれてこそ、真の意味の「国際性」が築かれ、文化芸術における世界の「ハブ機能」を持つ国家が形成される。

2020年を目途として、訪日外国人が日本の歴史や文化に触れる機会を提供するとともに、2020年の後も日本文化の醍醐味と成熟度が心に刻まれるような発信力ある新しい価値の創造に力を注ぐ必要がある。また、子どもたちへの国際理解や文化交流につながる教育・普及は積極的に推進していく必要がある。

地域の文化拠点を中心に、地域の豊かな自然や歴史、風土、伝統などの文化観光資源を現代に活かした国際文化交流を推進するとともに、国民の生活に近い地方公共団体が高い専門的知識を蓄え、拠点施設と共に、地域の文化振興や観光政策をより一層推進していくことが必要である。

■ 施策

1 人をつくる

次代を担う子どもの育成及び劇場等の専門人材の育成

子どもたちが学校や地域において質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性(及び想像性)、コミュニケーション能力を育む機会を拡充することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むと共に、心豊かな子どもの育成に取り組むことが必要である。

【重点的に取り組む施策】

① 子ども・青少年の文化体験と育成

- ・ 幼児から子ども、青少年を対象として、多彩で質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び、地域において、観て聴いて体験し、感じて学ぶ機会の環境づくりの拡充に取り組む。
- ・ 学校教育のカリキュラムに文化芸術をしっかりと位置づけていくため、箏やダンスに次いで、新たな文化芸術活動の科目導入を図る。

② 指導者育成

- ・ 文化芸術に関わる子どもたちの育成を推進し、文化芸術分野における特定の技術を次代に伝承できる指導者の育成に取り組む。

- ・子どもたちに文化芸術を体験させたりすることができる指導力ある芸術家や教育プログラマー及び、コーディネーター人材の育成に取り組む。

③ 劇場人材育成

- ・ 質の高い文化芸術を創造する劇場人材の専門的な技能を高めるため、研修機会や育成支援の継続を強化する。
- ・ 雇用の増大を図ることも視野に入れ、指定管理期間の長期化や最大限に能力が発揮しうる職場環境の整備に取り組む。

④ 地域伝統芸能の継承と育成

- ・ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域で受け継がれている伝統芸能の総合的な保存と活用を推進する。
- ・ 地域独自の伝統技巧や技能にもっと光をあて、今後技術が絶えることのないよう、継承者育成に重点的に取り組む。

*こうした人材として、劇場・音楽堂等のアートマネジメント人材の資格認定制度の検討に加えて、国や自治体、芸術系大学や劇場・音楽堂等が協働して、外国で確立している地域での文化・芸術による様々な活動に担う「ティーチングアーティスト」や「コミュニティーアーツワーカー」等の育成と認定の仕組みの創設を提言する。

2 地域を元気にする

文化観光政策・雇用創出

文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果を活用し、各地域の観光資源や産業などと連携を取りながら、旅行者の増加を図ると共に、訪日外国人観光客の受け入れを促進する必要がある。また、次代を担う人材育成を目的に安定的な雇用創出の環境整備に取り組みます。

【重点的に取り組む施策】

① 文化観光政策の明確化

- ・ 地方自治体や劇場・ホールが共同して、文化と観光による政策を明確に打ち出し、訪日外国人観光客の好循環を促す。
- ・ 地方自治体が所有する劇場・音楽堂等の維持管理・改修について、地方交付税の裁量緩和を検討し、施設整備の抜本的強化を図る。
- ・ 都市部から地方へ、地方から都市部への、鑑賞者、参加者、芸術家の循環を促し、当該地域の拠点劇場・ホールの文化芸術鑑賞体験と観光スポットをあわせた文化芸術による観光振興とその方策を検討する。

② 雇用創出

- ・ 雇用増大を念頭に置き、中長期的な人材育成と安定した雇

用が保たれるよう、制度改正も視野に入れた環境整備に取り組む。

3 文化発信・国際交流

共同制作・日本の文化力発信・子どもの国際文化交流

我が国の多彩な文化芸術を海外に発信し、各分野の対象領域を超えて、日本の伝統文化と現代的な文化芸術とを組み合わせた「新たな」日本文化の創造を推進すると共に、芸術水準の向上を図ります。また、各分野における国際文化交流を活性化し、特に、子どもを対象にした地域における国際文化交流による教育普及に取り組めます。

【重点的に取り組む施策】

① 滞在型国際共同制作

- ・滞在型による舞台芸術の共同制作等への支援を強化する。
- ・日本の文化力発信
- ・古来の伝統文化、現代的な文化芸術をさらに発展させ、それらを融合した創造活動の推進を図る。
- ・地域の文化芸術活動と国際文化交流を通じて、日本人が自国の文化に誇りを持つと共に、経済的な価値をも内包する文化芸術事業を創出する。この機会を通じて、文化芸術が一部の愛好者にとどまることなく、文化芸術が国民の心の涵養になることを広く一般に認知されるように推進する。
- ・訪日外国人旅行者等が日本文化を堪能できる事業やイベントの企画立案を行う。

② 子どもたちを対象にした国際文化交流

(ア) 児童・生徒の学校外文化芸術活動の支援として、地域の文化施設を活用した創造活動を推進する。

4 体制整備

アーカイブ・予算・人づくり・リスクマネジメント・教育行政・助成金制度

我が国の文化政策の課題を解決し、総合的な底上げを図るため、国、地方自治体、教育委員会、劇場、芸術関係団体などの体制づくりや文化環境の整備を行う。

【重点的に取り組む施策】

① アーカイブの構築

- ・高齢化が進む地域における伝統行事を伝承するため、記録・保存の取り組みを強化する。

- ② 地方交付税措置の緩和
- ・地方自治体が大規模改修に取り組みやすいように、地方交付税措置を実現するよう要望する。
 - ・大規模改修等を一般単独事業で実施する場合、利用可能な交付税措置のある地方債(元利償還金の一定割合について交付税措置)の創設を要望する。
- ③ 国における人づくりと体制整備
- ・文化団体の高齢化による若年層の空洞化は喫緊の課題であり、劇場法制定の裏側には指定管理者制度のために優秀な人材確保や育成がままならない状況がある。国として人づくりと体制整備に重点を置き、長期的な視点で人材育成、人材採用ができる環境を整備する。
- ④ リスクマネジメント(安心安全の施設設備)
- ・災害時における緊急体制について整備する。
 - ・文化財保存修理の抜本的強化は謳われているが、地方自治体の劇場・音楽堂等も改修時期を迎えながら、2020年にはさらに多くの施設が危機的な状況に陥る。吊り天井など安全上の問題もあるので、改修支援強化も基本的施策のひとつに加えることを要望する。
- ⑤ 教育行政との制度的仕組みづくり
- ・教育行政における芸術科目への配慮について、学校側は、継続的に文化芸術鑑賞を学校行事として取り組み、担当教員が取り組みやすい環境の整備、時間割の柔軟な対応を工夫することを要望する。
- ⑥ 助成金制度
- ・事業予算の少ない小規模なホールでも申請可能なもの(例えば、申請書類に財務諸表などの添付を求め、一定程度の事業予算を下回る公共ホールを対象とする10割助成など)を事業化する。
 - ・地域的な連携、近隣の公共ホール、文化団体はもちろんのこと、地域の商工会や商店街、社会的企業家、医療・福祉など、他業種も含めた文化芸術による地域の総合的・包括的な活性化事業についての積極的な助成プランを検討する。
- 4 その他
- 指定管理者制度
- 指定管理者制度が導入されて10年が経過する中、特に指定管理料の削減や人材育成について、多くの意見が寄せられました。2020年を目途とし、かつ2020年以降の文化政策を考える上で、指定管理者制度は劇場・ホールにとって避けては通れない大きな課題である。東京五輪の後、全国の劇場・ホールは、人材や知的財産の受け皿の一つとして機能を果たす役割を担い。その役割を果たすために

	<p>も、指定管理者制度の改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の安定 人材育成と表裏一体にある雇用の安定という観点から、制度の見直しを要望する。 <p>5 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文化振興に係る政策が、経済、福祉、防災など、様々な政策に対する主導的な役割を果たすことができるよう、他の政策領域における位置づけ、効果を見直す。 ② 従来の政策的なプライオリティを逆転させ、「文化」を高く位置づける宣言的な政策文書を国民的なコンセンサスとして、まとめあげることが必要である。 <p>その他意見</p> <p>*文化庁の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化政策をこれからの日本の基本政策の柱として位置づけ、文化芸術立国をめざしていくためには、文科省の一部局である文化庁を文化省に昇格させることぜひとも必要である。
--	---

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング(様式)

貴団体名御氏名	全国芸術系大学コンソーシアム会長 澤和樹(東京藝術大学学長)
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)では、2020年までの6年間における文化政策方針をはじめ、我が国が目指す「文化芸術立国」として4つのポイント(①全国様々な場で創作活動や鑑賞体験ができる機会提供、②2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開、③被災地復興の姿を地域や文化芸術力と一体になり国内外へ発信、④文化芸術関係の新たな雇用・産業を大幅に創出)が明示され、また、具体的な国家戦略も提案されています。</p> <p>これらの基本方針等、「文化の夢」を具現化するには、安定的な財政基盤のもと“国家プロジェクトとしての取組”と“国民の意識醸成”が必要かと思われまます。</p>
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	<p>文化庁の機能強化や新しい文化政策・行政への期待として、前述の“国家プロジェクトとしての取組”と“国民の意識醸成”の具現化については、例えば、欧米をはじめ各国で導入されている「1パーセント・フォー・アーツ(公共事業費の1%相当の予算を文化芸術に充てるシステム)」の実現に向けた検討をはじめ、アーツ・ユニバーシアードなどの前例なき斬新な「文化プログラム」の実行等、2020年をターゲットイヤーとした具体的な国家戦略を早急に策定・実行すべきと考えます。</p> <p>2020年は千載一遇のチャンスであり、これを活かして持続可能な社会システムを構築していくには、我が国が世界に誇る“文化芸術潜在力”の活用が重要な課題であると認識しており、国家戦略として、国内各地域の文化資源や文化施設・芸術系大学等を最大限活用した、国民参加型の文化芸術振興策を実行することを提案させていただきます。</p> <p>今後、我が国が着実な成長・発展を目指す上でも、国力の源泉である「文化芸術資源」等の潜在力を活かすことが、国益増進や国家の繁栄、豊かな社会の実現に繋がるものと考えます。</p> <p>なお、文化庁の京都への移転に関しては、特定地域における効果・効用のみならず、オールジャパンの視点・国民目線に立って、今後の文化政策への影響をはじめ、関連する様々な要素等を総合的に勘案しつつ、慎重に検討すべきものと考えます。</p> <p>即ち、行政改革の視点のみならず、今後、我が国が文化芸術立国として活躍していくための将来展望を踏まえ、国内全域における観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野・ステークホルダーとして緊密に連携した施策を実行するために最適か否か、文化庁として国家・国民から期待される機能・役割を最大限発揮することのできる環境整備が図られるかという観点において、関係者の意見も聴取しながら熟議していただくよう、強く要望いたします。</p> <p>本コンソーシアムとしましては、今後とも国家戦略実行の担い手として、大学間連携の一層の強化を図りつつ、文化庁との緊密な連携のもと、我が国の文化芸術の振興に向けて邁進してまいります。</p>

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング(様式)

貴団体名 御氏名	全国伝統的建造物群保存地区協議会 会長 萩市長 野村興兒
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>成熟社会を迎えた日本において、文化芸術は、これまでの日本の社会をけん引してきた経済や科学技術とは別のアプローチで、これからの日本を支える柱となりうるとの認識を持ち、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」が掲げる「文化芸術立国」に大いに賛同するものである。</p> <p>特に、中央官庁や大企業に依存できない地方都市においては、その地方にしかないものを活かして、そこでしかできないまちづくりを展開する上で、文化芸術はその核となるものであり、同方針の中でも「第1 社会を挙げての文化芸術振興」の柱として「地方創生」が筆頭項目として掲げられている。※</p> <p>同方針の中で「地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤」とするために戦略的に活用するものとして、「町並み」が明記されていることは注目に値する。</p> <p>※ 町並みは、全国の津々浦々の地域に広く存在し、かつその地域の歴史・文化・芸術・生活・社会の基盤(プラットフォーム)であり、地方において展開する文化芸術の中で、最も総合的かつ実効性の高い資源であると認識している。</p> <p>※ 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」 p.5</p>
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	<p>①地域における文化芸術の総合的な利活用を推進する施策</p> <p>地域の文化芸術は、単独で存在するのではなく、その地域の歴史・文化・芸術・生活・社会の相互ネットワークの中で意味をなし、価値が認められている。文化庁においても、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進するため、歴史文化基本構想の策定推進が施策として掲げられている。ただし、現段階では、歴史文化基本構想に基づいてこれを推進する施策は、細分化された現行の制度・事業で対応するものであり、実践的にこの構想を推進する総合的な施策の展開が望まれる。</p> <p>この構想の基盤として、各地域の歴史・文化・芸術が展開し、かつ現在においても地区内で数多くの人々の生活が営まれ、地域社会の中心をなしている伝統的建造物群保存地区など町並みの果たす役割は大きいと考える。</p> <p>②地域における文化芸術を核とした他分野との連携の推進</p> <p>中央官庁や大企業に依存できない地方の中には、文化芸術の観点から見た場合には、大きな可能性を持つ資源が数多く存在する。こ</p>

これらの地域においては、既に文化芸術や歴史まちづくりを地域の主要施策に掲げ、大きな成果をあげているところがあるが、さらに展開するためには、**他分野の制度や事業と連動することが求められている。**

伝統的建造物群保存地区の分野においても、景観・観光・住宅・農林水産・産業等の各分野からの社会要請との連携が求められている。逆に他分野からも伝統的建造物群保存地区を核とした事業の展開を期待する案件も多く、特に**地方においては、日本の宝・地域の顔として伝統的建造物群保存地区が文化芸術の基盤として果たす役割は極めて大きいと考える。**

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名 御氏名	全国美術館会議 建畠哲（会長）
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>* 地方公立美術館等への事業援助の多様化と助成条件の緩和の必要</p> <p>地方自治体の財政悪化に伴い、公立美術館の疲弊が目覆うばかりである現状に鑑みれば、美術館活動の活性化を実質的なものにするために、現在の施策で実施されている以上の多様な事業援助を実現し、助成金の素早い交付、手続きの簡便化等、実効性の高いものにする必要が痛感される。</p> <p>* 専門家（学芸員、アーキヴィスト等）育成のための、特に雇用安定への支援</p> <p>国、県、市町村の美術館では、正規雇用の職員の定員は削減され、欠員ができて補完されない場合が多くなっている。非正規雇用の職員については、雇用年限が大方5年となっているが、現在多くの美術館では、学芸員等専門的仕事を非正規雇用職員も担っており、欠かせない戦力となっている。こうした年限制限の緩和について、雇用制度そのものについては政府、各自治体の定めによるものであるから、文化庁自身の手で実施可能とは思われないが、少なくとも持続性の担保が必須の専門職系の職員に関しては、文化庁からの何らかの手立て、発言がなされ、制度改変の一助となることが望まれる。</p> <p>またアーキヴィストに関しては最近、その重要性が認識されつつにもかかわらず、アートに関する専門職の数はごく限られており、文化庁による人材養成への取り組みが望まれる。</p>
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	<p>・新たな政策ニーズへの対応</p> <p>* 国立保存修復センターの設立</p> <p>全国の美術館はもとより個人コレクターの手元も含めて、古い時代から現代までの無数の美術作品が所蔵されている現在、それらの作品が我が国の文化を支える貴重この上ないことは言を俟たないが、古い美術品以外、近代現代の作品については、保存修復の組織的な体制が全くと言っていいほど整っていない。たとえば近代の日本画に関しては、江戸以前の絵画とは異なる材質技法で制作されていながらそれに適応する修復技術はまだ稚拙であり、現代美術に至っては外国諸国でもようやく保存修復の方法が研究され始めたばかりである。世界的に必要性が高まっている近代以降の美術作品の保存修復を研究実施する修復センターの設立が日本でも急がれる。</p>
※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	

・文化プログラムのレガシー

* 建築とメディア・アート美術館の新設

現在湯島に国立近現代建築資料館が文化庁の手で運営されているが、世界の建築界を先導するに大きな力を発揮している日本建築を研究し、事績を残していくには不十分と言わざるを得ない。一方で 2020 年には現在の建築技術の集積をして様々な競技施設が建設される。新たな建築そのものは当然レガシーとなっていくが、設計図、マケット、コンペの記録等建築上の資料もともにレガシーの一部として保存公開されていくべきものである。また、文化施設ばかりでなく街の至る所で展開される文化プログラムのイベント、展覧会等に提示された作品、記録等も保存されるべきものが多くあると予想される。それらを一定の基準のもとに整理保存公開する施設もまた必要になる。そうした施設が実現されれば、そこを拠点に将来的にも、建築、メディア・アートの研究と展示のセンターとなっていく。国立機関としてこうした分野の総合的な美術館を、既存の美術館から独立した施設として設立するのは、日本文化の重要な領域を将来にわたって紹介し、深化させるに大きな効果をもたらすと思われる。

* 日本版アーツカウンシルの本格的な稼働

現在、日本芸術文化振興基金において試行的になされているアーツカウンシルの活動を拡大し、本格的な体制を組むことが望まれる。そのためには組織を整えると同時に、イギリスなどの海外での研修をも含めたカウンセラーの人材養成を急ぐ必要がある。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名 氏名	公益社団法人日本演奏連盟 澤 恵理子
1 現状における文化政策に対する認識・課題	①国家予算に占める文化予算の割合が諸外国と比べて極端に低い。 ②公益法人制度改革のもと、公益法人に移行した芸術団体はより一層厳格な運営を求められている。文化庁の支援の在り方として、一律事業助成という形ではなく、公益比率のより高い芸術団体に対する別枠助成の検討を課題とすべき。 ③新進芸術家等の人材育成予算の比率は、人材育成全体の中で 21%（28 年度予算）に過ぎず、75%が子供の育成事業となっている上、年々、その予算は縮小傾向にある。国を代表する真の芸術家を育成するためには、（演奏の）場を現状よりもっと増やす必要があり、新進芸術家の育成のための予算の拡充を何よりも図るべき。 ④平成 25 年度から新進芸術家等の人材育成の中に芸術系大学等の育成事業予算が含まれるようになり、統括団体による事業の予算は減少している。統括団体の果たす役割をもっと評価すべき。 ⑤文化芸術による子供の育成事業は、間口を広げることが主眼であり、会場は学校の体育館である。演奏会場での公演の鑑賞という本来あるべき姿に立ち返るべき。 ⑥委託事業は国が行うべき事業を芸術団体が委託されて実施するもの。芸術団体のほとんどは、世の中の経済状況に関わらず常に事務局人件費の抑制を余儀なくされている。芸術団体は委託事業に多くの人材と時間を投入しており、一般管理費率 10%を 20%に高めるべき。 ⑦書類のとりまとめ等に外部の民間会社が介在することにより、文化庁と芸術団体との直接対話の機会が非常に減少している。
2 文化庁の機能強化及び 2020 年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020 年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	①文化庁予算は平成 15 年度に 1,000 億円を突破して以降、横ばい状態である。文化庁の機能を強化させるためには、文化関連予算を飛躍的に拡充させる必要があり、そのために文化省の創設は時代の必須である。真の文化芸術立国を標榜するならば、内閣に文化大臣を置き、日本が世界の芸術文化政策をリードするような状況になってほしい。 ②寄附文化醸成のための具体的施策の充実に文化庁としても積極的に関わってほしい。（寄附金の年末調整対象化、公益法人への P S T 要件の廃止、ふるさと納税に類した芸術団体への寄付税制促進制度の構築等） ③2020 年東京大会に向けての文化プログラムでは、我が国の伝統芸能のジャンルと、その対極にあるともいえる人口知能を活用した分野に注目が集まっている。一方、クラシック音楽のジャンルにおいては、洋楽と日本の伝統的な芸術分野が融合した独特の作品も数多く残されており、こうした作品が文化プログラムのレガシーとして後世にきちんとした形で保存継承されていくよう国として何らかの対応がなされるよう希望する。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名 御氏名	公益社団法人 日本オーケストラ連盟 吉井 實行
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>【現状の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国に比べ極端に少額な文化予算 ・ 芸術団体に対する、向上のための資本投下の不足 ・ 国際文化交流、文化発信力の不足 ・ クラシック音楽の「本質」に対する認識の欠如（国全体） ・ 基幹劇場以外のホールを活性化し、事業等増加を図る <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案機能を強化し、発信力の強い機構改革 ・ 「新しい文化庁の姿」への期待はもとより、文化省の創設 ・ 文化諸施策の多様化に伴い、人員整備が急務となっている。人件費を含め事務局維持のための資金的方策の重要性 ・ 文化芸術分野を牽引する専門性の高い芸術団体への支援の重要性 ・ 未来に向け、クラシック音楽を確実に伝承する方法と責任 ・ 実演家が一堂に会する場（事務所・練習所等）の創設 ・ 全国の芸術家が連携し、戦略性を持っての内外への発信の方法 ・ オーケストラ活動の認識度を高め、豊かな国民生活成就のために「どう」活用するか ・ アーティスト、オーディエンスに一番相応しい支援策 ・ 人材育成を今以上強化し、安定した地域文化の成就 ・ オーケストラのカテゴリー分類も視野に、それぞれのカテゴリーに相応しい支援策を実施。各カテゴリーの底上げは勿論、頂点のオーケストラを充実させ、世界規模のオーケストラを育成する。 ・ アジアでの音楽の先進国である日本の役割を、他国に対し今以上に積極的に進める必要性
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	<p>【文化庁の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能強化により、官庁間での絶大的なる影響力の増強 ・ 政策担当者、実務担当者の増強 ・ 実情に見合った実演家団体との協働作業 ・ 芸術文化を根本的に強化するための枠組みの創設 ・ 国策としての芸術文化の輸出策 ・ 観光資源としての芸術文化の育成 <p>【文化プログラムのレガシーの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催時期に合わせ、アジアオーケストラウィークの拡大開催 ・ オーケストラ連盟加盟楽団を活用し、聖火リレー通過都市47都道府県でのリレー・コンサートの実施 ・ 上記コンサート実施に当たり、各地の劇場・音楽堂等の協力により、事前指導を行い現地文化団体も参加、2017年度から全国で実施する。この催しは、2020年後も演奏団体、各地の劇場・音楽堂が協力し全国で実施。<u>東京オリ・パラの文化遺産</u>とする。 ・ 全国のオーケストラの演奏により、東京オリ・パラ参加国の国歌を収録する。この国歌は聖火リレー・コンサート時に演奏し、全国で東京オリ・パラを共有する

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
<p>1 現状における文化政策に対する認識・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年「文化芸術立国」が掲げられているにも関わらず、文化庁による芸術団体や映画製作に対する支援額は、ここ数年横ばいである。また低金利時代に入って芸術文化振興基金による助成は大幅な減額傾向にある。支援総額の減少の問題に加え、支援対象が公演や展示事業に限られるなど制約も多い。芸術団体の発展を促す助成への改善や、文化芸術の基盤を確固たるものにする施策を要望し続けているが、実状を踏まえた改善へと進展していない。 ・文化芸術振興基本法の成立後、文化政策に期待される範囲が広がり、文化庁諸施策の種類が増えたにも関わらず職員数が増加していないことから、手続き処理の外部委託が進み、事業の担い手である芸術団体と文化庁の施策責任者とが諸状況の変化や施策改善を視野に直接対話する機会が著しく減っている。 ・劇場法を契機に地方の劇場等との連携を試みようにも、指定管理者制度からくる制約や、自治体の財政的制約もあり、スタッフの非正規化が進み労働環境が悪化し、専門家確保が進んでいない。また次代を担う若手の育成環境の整備も不十分で、地方の文化芸術活動の活性化の実現が困難な状況にある。 ・そうした状況から、子どもが芸術文化に触れられる環境の地域差、学校差が大きく、あらゆる子どもの文化的参加を可能にする環境からは程遠い。 ・「新・文化庁」構想で示されたように、文化芸術を「資源」と捉え、地方創生や社会的課題解決に活用する方向性は重要であり歓迎する。しかし肝心の「文化資源」を支える基盤の危機への認識、対応策が不足している。例えば、都市部の民間劇場等の相次ぐ閉鎖や、伝統芸能を支える楽器等の維持や入手が困難になっていること、従事者の就労条件の悪化、創造の「場」の不足など、創造基盤の危機的状況がある。 ・わが国には多種多様な実演芸術が存在するため、専門家、専門的芸術団体の実状把握が不十分で、社会的認知度も必ずしも高くない。国民の文化芸術への参加状況や、専門芸術団体の活動の経年変化を捉えるデータが限られており、また、そうした全体状況に照らして文化行政の諸施策を見直すPDCAサイクルが確立されていない。
<p>2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待</p>	<p>【①文化省へ】文化芸術は、広く社会への波及効果を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業、文化外交等幅広い分野との関連性が注目され、より期待が向けられるようになった。文化政策において、今後は他省庁との連携や交渉がより頻繁に必要なようになるだろう。調整、折衝機能を高めるためにも、もはや文化庁ではなく、文化大臣がいる文化省となって、関連省庁間でリーダーシップをとることができるようになっていただきたい。また文部科学省からの出向者が多数を占めるのではなく、多様な文化芸術に対応できる専門性の高い職員の増員が望まれる。</p> <p>【②創造基盤の強化】科学技術において基礎研究が重要であるように、文化芸術においても、利活用を進めるならば、同時に基盤を確固たるものにする必要がある。創造の基盤整備に資する施策を抜本的に強化すべきである。</p> <p>【③情報発信基盤と調査機能強化】基盤のひとつとして、東京2020を視野に入れ、情報発信のためのプラットフォーム整備は、情報の多言語化など、享受者拡大の条件として優先的に取り組むべき課題である。またそれに連動して、文化統計の整備や、文化芸術活動データの蓄積や分析ができるような体制づくりが文化政策の充実の土台として不可欠である。</p> <p>【④支援事業の再構築】あらゆる人々の文化的参加を促すためには、専門性の高い芸術団体が推進力となる。今日、文化庁施策は申請対象ごとに事業が細分化されているが、それらを再編成し、手法の大胆な転換が必要と考える。その場合、核となるのは、文化芸術振興の理念を掲げ、実現能力を備えた公益性の高い基幹的な芸術団体等の積極的活用だろう。地方の芸術団体や公共劇場との連携、数年次にわたる事業へのサポートなども含め、芸術団体が主体的に、中長期的展望をもって、それぞれの創造基盤を充実させ、地理的にも活動内容においても活動を広げられるような支援体制が望まれる。文化庁が情報収集力、企画立案力を高め、芸術団体の幅広い活動を柔軟に支えられる制度への移行を期待する。</p>

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名	公益社団法人日本語教育学会
御氏名	会長 伊東祐郎
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>〈文化政策と日本語教育の関係（総論）〉</p> <p>第4次基本方針の「文化芸術振興に関する重要施策」の「重要戦略4 国内外の文化的多様性や相互理解の促進」の最後に「外国人に対する日本語教育」が掲げられています。第3次基本方針からの変更点として、その点は賛同致します。</p> <p>しかし、文化政策全体の中での日本語教育の位置付けは、従来とあまり変わらない印象を受けます。後述するように言語は文化の基盤であり、日本の文化を外国人に発信する上で、日本語教育は欠かせないものです。このため、もっと重要政策にふさわしい扱いをすべきではないでしょうか。</p> <p>〈日本語教育が文化政策として重要である理由〉</p> <p>東日本大震災の復興、オリンピック・パラリンピック後をふまえた「文化芸術立国」を目指すには、伝統文化そのものの発信や継承が重要であることはもとより、日本の伝統文化に埋め込まれた、自然と人間との共生を大切にする姿勢や、人と人との調和を重視する価値観などを、日本語教育を通じて、世界の人々に発信していくことが必要ではないでしょうか。また、そういった姿勢や価値観こそ、環境破壊や情報化の進む現代社会に求められているものであるという考え方もできると思います。</p> <p>よって、東日本大震災の復興、地域創生、多文化共生社会、日本の安全保障などの広い観点から、日本語教育を担う人材育成も含めて日本語教育を文化政策の中の重要施策として改めて位置づける事を提案します。</p> <p>その理由は、以下のとおりです。</p> <p>言語は文化の基盤であり、他言語に訳せない言語がその言語社会の文化だといえます。およそ言語は、その言語が使用される国・地域の文化的背景を必ず持つものであり、言語を学ぶ際には文化も同時に学ぶという側面があります。他言語に訳す事のできない日本語を通して日本文化の価値を伝えることが重要です。数年前のノーベル平和賞受賞者によって取り上げられた「勿体ない」やオリンピックで注目された「おもてなし」などがその例です。</p> <p>現在日本に留学する学生の多くは、数年前とは大きく異なり、日本のアニメや漫画、ゲームなどに子供の頃にふれ、そこに埋め込まれた人間観、世界観、自然観などの文化的価値観に魅力を感じ、日本語で見たい、読みたいという思いが日本語を学ぶきっかけとなっています。</p> <p>日本語を外国人の立場に立って客観的に捉えることは、日本人にとっても、自文化を知り、自文化の魅力を世界に発信でき、他者を理解する力の習得へと繋がります。</p> <p>例えば、阪神大震災、東日本大震災の報道では、欧米やアジアの国々のメディアにおいて、長蛇の列にも整然と並ぶ様子などが写真入りで報道され、日本人の忍耐強さ、冷静さ、協力し合う姿勢を、日本から学ぶべきこ</p>

	<p>ととして自国民に伝えています。更に、日本が戦後経済大国になったことや震災復興は、実はこのような姿勢があったからだと言明されています。</p> <p>地形的にも自然災害に脅かされながらも、常に立ち上がり発展し続けてきた知恵や価値観が日本語に埋め込まれています。アイヌ語や方言にも各地域の文化的価値観を見出すことができます。</p> <p>他の言語施策と連携しながら、「日本語」に埋め込まれた世界に発信できる日本的価値観を、日本の若い世代が共に暮らしていくことになる外国人に教えられるようになれば、オールジャパンで、欧米にはない日本文化の魅力を発信することが可能になると思います。</p> <p>〈日本語教育と文化以外の政策との関係〉</p> <p>さらに加えると、外国人等に対する日本語教育は、上記のとおり、文化政策として重要であるだけでなく、国内での外国人材の活用が進められている中、経済政策としても今後ますます重要性を増すものと考えられます。</p> <p>〈日本語教育の置かれている課題と展望〉</p> <p>現在、日本語教育機関の質の確保や、日本語教師の不足など、日本語教育に関する課題は山積しており、一刻も早く国の重要施策として強力に取り組んでいく必要があります。しかし、予算・人員の面で従来から変化が見られず、国として十分に推進する体制が取れているとは言えません。文化庁におかれては、地域における取組を促すためにも、日本語教育を文化政策の重要な柱の一つとして改めて位置付け、その位置付けに見合った十分な予算・人員を配分し、しっかりとした体制の下で関連施策の充実に努めていただきたいと思います。</p>
<p>2 文化庁の機能強化及び 2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待</p> <p>※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応</p>	<p>①文化庁の京都移転と機能強化</p> <p>京都に文化庁を移転させる意義としては、東京一極集中を避け、東京は、政治、京都は文化をという役割分担を通して、双方からの経済効果が見込まれ、京都に多くある文化財の保護にも役立つということかと推察されます。</p> <p>しかし、日本語教育に関連する施策は多くの省庁にまたがっており、かつ、日本語教育が経済政策など文化政策以外の観点からも重要性が高まっている中で、日本語教育の充実を図るためには、文化庁の日本語教育の機能を政治経済の中心である東京に残すことが望ましいと言えます。日本語教育実施機関数、日本語学習者数や外国人の増加数、日本語教育関係者の数などを見ても、東京を中心とした関東地方が日本語教育の中心であり、移転することにより機能強化を図ることは困難と言わざるを得ません。</p> <p>仮に、そういった状況の中で文化庁の日本語教育に関する機能を京都に移し、なおかつ、日本語教育施策の拡充を図るのであれば、京都において人員増・予算増による機能強化を図るだけでなく、東京にも関係省庁・機関・団体との連絡調整を行う調査官及び専門職等を配置するなど、十分な体制を整え、関係省庁・機関・団体との一層の連携強化を図る必要があるのではないのでしょうか。</p>

②日本語教育に関する機能強化の方向性

文化庁の日本語教育に関する機能を強化して取り組むべき優先課題としては、次の3つが考えられます。

- ・一つ目は、日本語教育機関の質の確保のための取組の強化です。この際、日本語教育機関の質の確保について、文化庁が関係省庁等との連携を強化しながら取り組んでいくということも選択肢の一つではないでしょうか。
- ・二つ目は、日本語教育に関する人材育成のための取組の強化です。現在、日本語教師の不足が国内外で喫緊の課題となっています。このため、例えば日本語教育を担う教師や地域のコーディネーターの資格制度を設けたり、質の高い養成や研修のプログラムを設けるなど、日本語教育に関する人材育成に国としてより積極的に取り組んでいただきたいと考えます。
- ・三つ目は、「やさしい日本語」に関する取組の強化です。阪神大震災から発展してきた「やさしい日本語」は、国内の公的機関や医療機関などにおける日本語の表記や言葉遣いを、日本語能力があまり高くない外国人にとっても理解しやすい平易な日本語に置き換えていくことを中心とした取組です。今後も起こりうる大きな自然災害の被害を最小限にする上でも、またオリンピック・パラリンピック後を見据えた多文化共生社会の発展のためにも、様々な施策を通して取組を広げていく必要があると考えます。

また、日本社会を外国人にとっても生活しやすいものにしていくためには、メディア等の発信を含め、外国人に対する理解や共感的態度を醸成する必要がありますし、そのことがひいては日本語教育の推進にも資すると考えます。このため、文化庁には他の行政機関や民間主体と連携しつつ、幅広い取組を進めていただきたいと考えます。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名 氏名	公益社団法人日本漫画家協会 千葉 洋嗣
1 現状における文化政策に対する認識・課題	コンテンツやインフラのデジタル化を踏まえ、アナログ時代に作成された過去作品の調査研究、アーカイブの充実は喫緊の課題。漫画に特化した課題では、紙原稿の劣化や散逸が問題であり、少なくともデジタル画像データ化を促進させ、ポータルサイトなどで情報の集中管理をし、利用者にとっても利便性の高い環境を目指すことが必要と考えます。
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	スポーツの祭典ではあっても、世界に発信する情報として、漫画やアニメの活用は日本が得意とするところであり、その利活用が活性化されるような施策を求めます。 また、大会終了後の施設再利用に関して、我々コンテンツ産業の施設への転用を検討するなど、レガシーを他分野への応用にまで拡大して頂きたい。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名 氏名	公益社団法人日本漫画家協会 森田 拳次
1 現状における文化政策に対する認識・課題	昨今の漫画ブームにおける、社会現象は、ほんの4、50年前の「漫画」をみるとバカになる、「うちの子は頭が悪いから弟子にしてくれ」といった時代から180度の変わり様である。 バブル期と同じで浮かれてはいけない。
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	日本の浮世絵に関心を抱いたのは仏・英国であるが、一連のキャラクター漫画に興味を示したのもまた仏・英国である。ただ、コミック作品はブームである。ワーグマン等のカーツンは置き去りにされている。 日本の俳句、狂歌など江戸庶民のレガシーも権力批判も貢献しブームを作ったことを忘れないでほしい。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名 氏名	一般財団法人日本語教育振興協会 佐藤次郎
1 現状における文化政策に対する認識・課題	(1) グローバル化する現代社会にあって、コミュニケーションの手段としての言語は重要性を増している。何よりも言語は最大の文化であり、国際交流、我が国の文化発信において、外国人に対する「日本語教育」の重要性は確実に認識されなければならない。これまで「日本語教育」について十分な戦略性をもって取り組まれてきたとはいえ、2020年の東京大会を一つの目処として、文化庁が本格的な日本語教育に取り組むことが重要な課題である。 (2) 日本語教育に関する行政が、国内・海外の区分や、外国人留学生か否か等により、縦割りとなっている印象を受ける。文化庁は、これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育を中心に実施してきたが、留学生が必要とする日本語能力を効果的に習得するとともに、我が国文化に対する理解を深めるために、文化庁が関係府省庁及び団体との連携を強化して、様々な日本語教育をより一層効果的に推進する必要がある。
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待 ※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	(1) 今後、日本語教育の重要性が益々増大することに伴い、現在、国語課で日本語教育を所掌しているが、新たに「日本語課」を設置することが望まれる。 (2) 日本語教育機関に学ぶ留学生は多くが大学等高等教育機関に進学しており、日本語教育機関について法律上の位置付けを明確に定めてほしい。 (3) 日本語教育機関における教育の質を維持・保証することの重要性は極めて高く、このため、第三者による外部評価の仕組みの創設が必要である。 (4) 日本語教育機関における日本語教育の充実と留学生に対する支援を拡充する必要がある。特に、日本語教育機関における急激な学習者の増加により日本語教員の不足が深刻となっており、日本語教育に携わる教員の養成・確保及び研修の積極的な支援が必要である。 また、非漢字圏から急増している日本語学習者に対して、効果的な日本語教育の指導内容・方法、教育教材等の研究開発が急務であり、これに対する適切な支援が必要である。 (5) 日本文化を広く海外に発信するために、留学生を含む外国人を活用することにより、真に発信するに値するアイデアを得ることができる。また、2020年のオリンピック等に向けて、各国の外国人が有する能力等を活用することが必要である。

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名 御氏名	一般社団法人 日本動画協会 理事長 石川 和子
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>・日本を代表するアニメ文化を、国内・海外でさらに深耕・醸成し、未来に向けて、具体的に発展させるためには、アニメはマンガ・ゲームとの連携の側面と、映像・演劇・音楽などとの複合的・総合的な文化であるという認識をもって以下の課題をまとめさせていただきました。</p> <p>① 検討会・審議会へのアニメ業界から専門家の参加</p> <p>・アニメの重要性が様々な検討会、審議会で検討されていますが、文化振興政策・人材育成・デジタルアーカイブ・著作権などに関して、当協会から専門的・実効的で知見のある人材の参加が望まれます。</p> <p>② アニメ・映像・音楽の分野における振興策およびその枠組みの構築とそのため専門機関の設置</p> <p>・メディア芸術の振興、デジタルアーカイブの構築、さらに海外を取り込むプロモーション活動等に関して、以下の諸政策検討する専門的な組織の設置が必要と考えております。</p> <p>(1) 映像コンテンツに関するアーカイブ・フォーマットの策定および保存方法とその維持体制の構築</p> <p>(2) 活用スキームと運用に関する権利関係の施策と運用組織の構築</p> <p>(3) 総合的な文化情報としての映像、音楽、プログラミングを含めた新たなタイプのキュレーターやアーキビストなどの専門人材を継続的に育成する機関の設置</p> <p>③ アニメなど映像文化を集約するマネージメントセンター機能の整備</p> <p>(1) アニメーション映像ミュージアム、教育・人材育成、デジタルアーカイブなどが一体となったマネージメントセンター機能の整備</p> <p>(2) アニメーションをはじめとする映像に関する国立美術館や博物館の設置を想定した、世界に先駆けた映像展示技術に関する研究・基幹設備等の拠点の整備</p>
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	<p>① 日本のアニメーション文化100年プロジェクトの有効活用と支援</p> <p>・当協会では2017年日本のアニメーションが100周年を迎えるにあたり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れて、世界に向かってこれまでにない規模で日本のアニメーション文化を発信し、日本のアニメーションの未来を考える「アニメNEXT100」プロジェクトを立ち上げています。</p> <p>このプロジェクトを核に、アーカイブ、人材育成、プロモーションの大きな枠組みを配置し、日本の、世界のアニメーションの振興に向けて、下記活動を軸とした総合的・複合的な活動構造を構築中であり、推進にあたって各省庁の横断的な支援が望まれます。</p> <p>(1) アニメアーカイブの構築</p> <p>・日本のアニメーションを歴史的網羅性を高めたアカデミックな見地から検証し、データベース・オーラルヒストリー形で「日本のアニメ大全」として集大成し、その文化性と創造力を国際シンポジウム等を通じて世界へ発信し、未来へ</p>
※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログ	

<p>ラムのレガシーの対応</p>	<p>繋げることを目指します。</p> <p>(2)アニメーション教育・人材発掘・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の未来の担い手である子供たちの創造力を培い、未来の世界で活躍するアニメーターとして育成するとともに、急速に国際化が進むデジタルクリエイション環境の整備による、スペシャリストの継続的な育成を目指します。 <p>(3)NEXT100の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本のアニメーションの文化性とパワーを国内外に高密でインパクト強く発信していくために、アニメオールジャパン体制をもって2020年をひとつのマイルストーンとして、これからの100年を展望した長期的なスパンで国際的な日本文化プロモートの仕組みの強化を目指します。 <p>② 京都移転にともなう東京メディアコンテンツ拠点の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニメ制作関連企業の全国分布は極端な東京集中になっております。 <p>この1局集中の大きな要因は、アニメ制作における原作が、マンガ作品に求められ、その出版社が東京に多くあったこと、アニメを放映するTV局、上映する映画会社もまた東京に集中していたことによるといえますが、関連企業関連団体の活動拠点は東京に置かれております。</p> <p>また著作権・著作隣接権等の「知的財産の保護と利用」の問題は極めてはきわめて今日的な課題であり、その重要性はますます高まってきております。</p> <p>この問題を含め、関連省庁との連携、関係者間の意思疎通を、スピード感をもってスムーズに措置いただくには東京拠点の設置が強く望まれます。</p>
-------------------	--

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

団体名	一般社団法人日本バレエ団連盟
1 現状における文化政策に対する認識・課題	<p>○現状のように文化庁が定めた施策ごとに募集が行われ、細かく対象経費が決められている助成方法では、様々な活動形態を持つ芸術団体にとって使い勝手の悪いものに陥りやすい上、非効率的で十分な成果を上げづらい。イベント助成ではなく、成果が蓄積され芸術団体の基盤が強化され成長していくために、支援の仕組みを「点」から「面」へと転換することが求められる。公演事業の一部に限定されたものでなく、団体の活動全体を総合的に評価し、経常経費も含めた支援を求めたい。芸術団体への助成金額が増えない状況にあっては、「選択と集中」により専門性が高く活動規模の大きなバレエ団への集中的な支援の実現は、日本におけるバレエの成熟を考えるとときに必要なことである。</p> <p>○制作準備に複数年かかるバレエにとって、単年度ごとの申請と採択という助成制度では、継続的な創造活動を行うことは難しい。レベルの高い舞台を作り、世界的な展開をはかる上でも、単年度に留まらない柔軟な継続支援制度を設けるなど、積極的な手法を検討する体制を整えてほしい。</p> <p>○文化庁の多岐にわたる事業に携わる人員があまりに少なく、諸手続き業務が文化庁の外部に委託され、芸術団体側も細かい事務処理に忙殺されている現状の中で、文化政策について芸術団体と文化庁担当者が十分に意見交換する機会を持つことは難しい。文化庁の人員増強を期待すると共に、前述の通り団体助成に近づけることにより芸術団体のマネジメント人材への支援も希望したい。</p> <p>○文化庁の京都移転に関しては、多くの芸術団体が活動拠点を置く東京から文化庁機能が離れることは、政策立案、予算折衝の上で不利にならざるを得ない。「文化庁職員が、芸術家や文化芸術団体が集う文化活動の現場において、随時幅広い交流を行う」ためには、その機能を東京に残すことが当然必要であると考えている。</p>
2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待	<p>○折しも超党派の国会議員から成る文化芸術振興議員連盟と文化芸術団体とが「五輪の年には文化省」を旗印に文化省創設キャンペーン2016を展開中である。新・文化庁としてその機能強化を図るのであれば、いっそ文化大臣をトップとした文化省を目指していただきたい。</p> <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムを機に、わが国の多様な文化芸術が世界に認識されることが期待される。その上で、文化による国際交流、文化外交が促進されるよう、文化庁におかれては、関係省庁と連携して芸術文化の振興に力を発揮していただきたい。</p> <p>○第4次基本方針の成果目標の1つに2020年までに「寄付文化が醸成されている」ことが挙げられているが、芸術団体だけが寄付金集めの働きかけを行っても成果をあげるのとは簡単ではなく、文化庁が率先してキャンペーンを展開するなど、後押しをお願いしたい。</p> <p>○文化芸術は観光、教育、福祉等に活用しうる「資源」であり、その効果を十分に発揮させるためには、文化政策・行政担当者には短期間で交代するのではなく、芸術団体と十分対話をしながら政策企画立案にあたっていただきたい。</p>
※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応	

文化審議会・文化政策部会 書面ヒアリング（様式）

貴団体名 御氏名	一般社団法人 日本美術家連盟
1 現状における文化 政 策に対する認識・課 題	<p>美術の海外発信の支援の拡充</p> <p>現在、文化の国際発信力の向上を目的として、美術分野に適用される施策として、「優れた現代美術の海外発信促進事業」に基づく助成が実施されています。国内ギャラリーが、日本の現代美術作品の対外的イメージを形成し、海外に対する美術品の売り込みを促進するうえで、非常に意義のある取り組みと考えます。ただ、この海外発信への支援は、もっぱらアートフェアを対象とすることから、美術品を商品として紹介する見本市、販売促進としての意味が大きく、商品性がある程度出品者に得心されている作品が取り上げられているように思います。</p> <p>今後の日本美術の海外での認知度をさらに引き上げ、日本美術の厚みを増していくためには、セルフプロデュースもしくは意欲的なギャラリーによる、作家の個展も支援の対象にしていくべきと考えます。アートフェアにおいても、挑戦的な作品の取り上げを促していますが、やはり販売が主目的であり、出品作家も予めそのことを意識した作品作りとなっているようです。個々の作家が新しい価値観を模索して、自らそして見る側にある種のブレークスルーをもたらす実験的、かつ挑戦的な試みや、一つのテーマに対しての作家の多面的な取り組みの紹介が可能なのは、やはり個展という展示の形態です。個展はその内容が、挑戦的であればあるほど、当初は海外でこれが受容されるかどうかは不明であり、これを実施する場合、経済的な負担はかなりの部分がリスクとして認識され、こうした試みが躊躇される要因となります。</p> <p>しかし、日本美術に新しい方向をもたらすのは、こうした斬新な試みであり、チャレンジのいくつかが次代の日本の美術の可能性を開くものと考えます。行政による支援、例えば海外への作品輸送費等を一部負担することにより、こうしたリスクのいくらかを軽減することで、より海外での作家個展の開催が増え、海外への挑戦的な発信を促進すると考えますので、是非、アートフェア以外の展示(作家個展)にも支援を検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>新進芸術家の育成</p> <p>現在の「新進芸術家等の人材育成」のために交付される助成金で個人を対象としたものは海外研修のみとなっており、かつての国内研修は廃止されています。「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は広く新進芸術家の育成事業を対象としていますが、支援の対象は育成事業を実施する団体・組織であり、個人ではありません。</p> <p>美術分野は、通常、個人単位で作家として活動しており、個人的な関係の中で知識、技術等の伝授、研修を得るケースが多くなっています。各作家毎に必要なテーマ、技法が異なり、したがって研修も各人各様であります。このようなことから、研修を希望する新進芸術家本人が直接申請できる個人を対象とした国内研修の仕組みは、美術家の実態に合ったものであり、その技術、表現を発展させるうえで、過去の国内研修制度も相当の寄与があったものと考えています。現在でもその意義は変わりませんので、個人を対象とした国内の研修制度の新たな組成を希望いたします。</p>

2 文化庁の機能強化及び2020年東京大会後を見据えた新しい文化政策・行政への期待

※ 文化庁に期待されている新たな政策ニーズへの対応や、2020年東京大会にむけて実施される文化プログラムのレガシーの対応

パブリックアートへの支援策

(1) パーセント・プログラムの導入

オリンピック・パラリンピックを間近に控え各種の文化プログラムが準備されています。地域の文化資源を活用した地域創生、観光振興は勿論ですが、これを機に持続的に各地域に文化資源を創出し、これを維持する仕組みが必要と考えます。

いわゆるパーセント・プログラムは、公共建築物の建設にあたり、その建設費の一部を建築物に関連した芸術作品の購入に充てるというもので、20世紀半ばフランスで導入されてから、ヨーロッパ諸国のみならずアメリカ、近年はアジアの韓国、台湾等にも導入が図られています。オリンピックを契機に、更に成熟した「文化芸術立国」となるためには、構造的、制度的に文化資産を創出する仕組みが必要であり、同プログラムは、その強力な基盤の一つとなるはずです。同プログラムによるパブリックアートは、単に地域や国民の資産となるばかりでなく、その導入や設置に専門家に加え地域住民が関わるならば、芸術作品への関心、愛情が深まる契機となり、より一層人々の生活を豊かなものとすると考えます。同プログラムの制度的な導入の検討を是非お願いいたします。

(2) パブリックアートの維持管理

オリンピック・パラリンピックのプログラムに関連して創出された芸術作品にも共通すると思いますが、パブリック・スペースに設置された美術作品の維持管理に目を向けるべきと考えます。

例えば、都内の公園に設置された野外彫刻の作品に目を向けると、下記のような問題が見受けられます。

① 長期間にわたり、メンテナンスが行われていない。

作品の材質にもよるがブロンズ像等の場合、洗浄や、表面保護等のメンテナンスが定期的に必要な。また、汚損がある場合は、早期に補修の必要があります。

しかし、現場の作品の所有者(管理者)には、美術作品への関心が不足し、作品としての取り扱いの配慮にかける事例も多く、その結果、汚損し、当初の表現を損なわれている作品が目につきます。

② 適切な説明表記がなされていない

最低限必要な作者名、作品名の表示すらなされていないケースがあります。海外旅行者への説明の不足という以前に、地域の共有財産であるパブリックアートが文化資源として十分に生かされていないといえます。パブリックアートには、歴史の結節点に記念碑として建立されるものもあることから、来歴等も踏まえた適切な説明表記をなすことで、地域の住民の作品への理解が深まるばかりでなく、地域の観光資源としての活用も期待できると考えます。

③ 設置場所、周辺環境の問題

彫刻作品等の場合、作者は空間表現として設置場所の環境を考慮に入れて、作品を創作します。既に生み出された作品を購入、設置する場合でも、多くは、専門家による実務委員会等が周辺環境との調和を考慮に入れて作品を選定、設置します。

時がたち、施設管理の都合により設置場所を移転する場合、このような当初の空間表現としての配慮がなくなり、その時々の実用的な見地から場所が決定され、当初期待していた空間表現が損なわれているケースがあります。また、設置場所に変更がなくても、例えば近接スペースに新構造物を付設し、あるいは当初空いていた彫刻の周囲に自販機が設置されるなど、空間表現としての認識に欠ける取り扱いを行うケースも目につきます。

費用を投入し、芸術作品を制作、購入、設置したとしても、これを管理する側に、芸術作品を地域住民の生活を豊かにするものとして展示し、皆の貴重な財産として守り、後世に伝えようという継続的な意識がなければ、いつの間にか作品も汚損が目立ち、市民との間の距離が遠いものとなってしまいます。パブリックアートの管理者（所有者）が、公共団体であるか企業であるかを問わず、貴重な文化資産を適切な形で市民に提示し、後世に伝えるため、維持管理の指針を公に策定し、これを全国に示すべきと考えます。また、パブリック・スペースの美術作品の大規模なメンテナンス、補修には、一定の助成を行うことにより、文化資産の形成・保護に資するものと考えますので、ご検討をお願いします。

著作権——追及権の導入

音楽家や、小説家は、演奏され、本が販売されると、一回毎に、あるいは一部毎に印税（使用料）を受け取れますが、美術家が作品の販売により対価を得るのは、原則一回限りです。美術品は一点ごとのオリジナルを売りますが、音楽や小説は複製そのものがオリジナルという側面を持つという、著作物の性格の違いに由来するものですが、その結果、美術品は最初の売買でしか、対価としての報酬を得ることはできません。その後、どんなに作品の価値があがり、これを取引きする二次流通の媒介者が利益を得ても、美術家に利益が還元されることはありません。この問題を解決し、二次流通からも作品制作に関わる報酬を作家に還元させ、創作へのモチベーションを高め、美術の振興を図る制度が追及権制度です。すでに EU やアジア諸国の一部にも導入されていることから、美術振興を目途に、日本においても追及権の導入による作家支援のご検討をお願いします。